野田都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法 第17条第1項の規定により、野田都市計画生産緑地地区の変更の案を次のとおり 縦覧に供する。

令和7年8月20日

野田市長 鈴 木 有

- 都市計画の種類
 都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 野田市中里字水久保及び木間ケ瀬字上羽貫の各一部の区域
- 3 縦覧場所 野田市建設局都市部都市計画課
- 4 縦覧期間

令和7年8月20日(水)から令和7年9月3日(水)まで (土曜日及び日曜日は除く。)

5 意見書の提出期間 令和7年8月20日(水)から令和7年9月3日(水)まで (土曜日及び日曜日は除く。)

か、地上権などを有する利害関係のある方です。

6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載(様式は 任意)して、郵送又は持参により提出してください。 ただし、意見書を提出できる方は、野田市内に住所のある方(法人を含む。)

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所都市計画課